意見招請に関する公示

現在、中国四国管区警察学校における給食業務委託の仕様書を策定中であるところ、よりよい給食を提供するためのものとしたいので、現行仕様書に対する忌憚のない意見を広く招請します。

令和８年 11 月９日
契約担当者
中国四国管区警察学校庶務部会計課長　五十嵐　純司

１　意見を求める内容

現行の中国四国管区警察学校給食業務委託における仕様書に対して、時代に即した業務運営、若しくは新たな提案等の自由意見（任意の様式）。

なお、次期仕様書の策定において現在当校が検討課題と考える点を一覧にまとめているので参考に添付する。

２　意見の提出方法

(1)　提出期限

令和８年 11 月 30 日（月）17 時 00 分
（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先

〒734-0037
広島県広島市南区霞１丁目３－93
中国四国管区警察学校庶務部会計課給養係
電話 082-250-5521（代表）内線 254

３　仕様書他の交付方法

(1)　交付期間

本公示日から令和８年 11 月 30 日（月）までの土曜日、日曜日及び休日を除く平日９時 00 分から 17 時 00 分まで（11 時 50 分～12 時 50 分を除く。）

(2)　交付場所

上記２(2)に同じ。

電子メールによる交付も受け付けるが、事前に上記２(2)へ電話連絡すること。

４　留意事項

(1)　本案件は予定であり、予告なく中止又は内容を変更することがある。

(2)　本意見招請に係る意見等（付随する資料等を含む。）の作成及び提出に係

る一切の経費は、提出者の負担とする。

(3)　提出された意見等については、検討の際に参考とするため、校内関係者に対して複製及び配布する。

(4)　提出された意見等（付随する資料等を含む。）は返却しない。

(5)　提出された意見等（付随する資料等を含む。）については、後日、ヒアリング又は追加の資料提出等を求める場合がある。

(6)　本意見招請の目的は、今後の仕様書（案）等の作成について広く意見を求めていくためのものであり、業務委託において何らかの便宜や約束をするものではない。

(7)　公平性に欠く意見、仕様書の記述事項との整合性、予算との兼ね合い等により、提供された意見の反映を約束するものではない。

(8)　提供された意見について、採用可否の連絡は行わない。